**平成３０年（フ）第２８０号**
北九州市八幡西区楠橋上方２丁目５番５号
債務者　駒井　清孝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第１９３号**
埼玉県川越市今成２丁目８番地21
債務者　丹羽　信子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第２００号**
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目16番16―410号、前住所東京都清瀬市下清戸２丁目584番地４フォルシュＴ601号
債務者　西山　　茜
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第７号**
埼玉県秩父市野坂町２丁目９番13号
債務者　片山　照雄
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成３０年（フ）第５１号**
岡山県総社市西郡430番地２
債務者　三宅　充弘
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第５２号**
岡山県総社市西郡430番地２
債務者　三宅　浩美
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第５６号**
岡山県倉敷市北畝３丁目２番30号　ニューシティエクシードＡ201
債務者　髙雄　　翔
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第１５号**
山形県米沢市松が岬２丁目６番29号
債務者　齋藤　成吉
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成３０年（フ）第２０５号**
埼玉県川越市大字的場2747番地（的場団地Ｋ４―507号室）
債務者　上原めぐみ
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第２１６号**
埼玉県ふじみ野市長宮２丁目５番10号　テラスハウス長宮１号室、住民票上の住所新潟県新潟市江南区横越上町２丁目16番18号
債務者　中村裕美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第２２７号**
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目17番地の10　メゾンドール東所沢202
債務者　土本　郁子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成３０年（フ）第１２０号**
相模原市南区麻溝台７丁目28番８号
債務者　首藤　匡志
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第１４６号**
相模原市南区磯部1331番地11
債務者　森岡　　恵（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第１４８号**
神奈川県座間市東原２丁目13番24―305号　アシェールさがみ野
債務者　岩田　美里
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第１５８号**
相模原市中央区淵野辺４丁目12番17号　スカイロジェⅠ　105
債務者　鈴木　春香
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第１６５号**
相模原市南区当麻888番地17
債務者　岡野　　汎
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成３０年（フ）第８３号**
北海道上川郡上川町栄町77番地10　メゾンドゥ上川206号室
債務者　上村　光浩
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部